

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年8月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200940号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300070号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年4月1日から昭和61年5月1日まで

A社に勤務していた請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。当時の資料等は何も保有していないが、調査の上、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時にA社に勤務していた可能性がある者(以下「元同僚」という。)に対して文書照会を行ったところ、元同僚は、請求者の勤務期間は覚えていないが、自身が同社に入社した昭和58年8月頃から請求者と一緒に仕事をしていただけ回答していることから、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び厚生年金保険の適用事業所名簿により、A社は、昭和62年4月1日(以下「新規適用日」という。)に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、請求期間は同社において新規適用日前の期間であり、同社が適用事業所であったことを確認することができない。

また、A社は平成12年12月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主は既に亡くなっているほか、請求者及び元同僚は、請求期間に係る給与明細書等を保有していない旨回答していることから、請求期間に係る給与から厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、請求者の請求期間は国民年金の加入期間とされており、当該請求期間のうち、昭和59年4月から昭和61年3月までの期間は国民年金の申請免除期間であることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、A社の事業主及び請求者が同社の事務全般を担当していたとする者は、請求者の請求期間において、国民年金の加入期間とされており、当該請求期間うち、一部期間が国民年金保険料の納付済期間であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。